

## 輸送の安全に関する情報の記録及び保存方法

安全管理規定第18条第3項の取扱いについて、「輸送の安全に関する情報」は、安全統括管理者が責任をもって記録・保管を行う。

情報全般は、作成したものを書類はファイルに、データはUSB等にそれぞれ記録する。

記録したものは、安全統括管理者の管理下のもとロッカー等の収納庫に保管する。使用する際は、安全統括管理者の許可を得る。

保存期間は、記録開始より3年間とし、期間の満了を迎えたものから順に破棄するものとする。なお、破棄には、安全統括管理者の了解を必要とする。